

(通 知 文)

高 福 第 2250 号
令和6年(2024年)12月1日

〔北海道老人福祉施設協議会
一般社団法人 北海道高齢者向け住宅事業者協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 北海道支部〕 長 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

北海道有料老人ホーム設置運営指導要綱等の一部改正について(通知)

このことについて、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに対する指導については、「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針(平成14年10月25日付け高福第389号)」(以下「道指針」という。)により行っているところですが、今般、国の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号)」の「重要事項説明書」に係る事項が改正されたことから、道においても必要な見直しを行い、下記のとおり道指針を改正したので通知します。

記

1 関係規定

- (1) 北海道有料老人ホーム設置運営指導指針
別記第1号様式 重要事項説明書

2 主な改正内容

- (1) 北海道有料老人ホーム設置運営指導指針
別記第1号様式 重要事項説明書
- ① 高齢者虐待の防止について
 - ② 身体的拘束等の適正化の推進について
 - ③ 安全管理及び衛生管理に係る取組状況について
 - ④ 取扱いの終了した介護サービスの削除

3 施行日

令和6年12月1日

〔高齢者保健福祉課 事業運営係 011-204-5935〕